



Q 障害者の法定雇用率が引き上げられると聞きまして、私の会社は障害者法定雇用率が2018

雇用の経験がないのですが、どのように進めたいでしょうか。

A 障害者雇用促進法では事業主

に対し、常時雇用する従業員的一定割合「法定雇用率」以上の障害者を雇用することを義務付けています。この

障がい者を雇用できるか不安...



来年4月から障害者法定雇用率引き上げ

年4月1日から引き上げられます。

現在の民間企業の法定雇用率は2・0%ですが、18年4月1日から2・2%、21年4月までにはさらに2・3%となります。

一つの企業に求められる雇用障害者数が多くなるだけでなく、義務づけの対象となる企業の範囲も、現在の従業員50人以上が45・5人以上(2・3%になった段階で43・5人以上)に広がるため、新たに対象となる事業主は特に注意が必要です。

障害者雇用については、鳥取労働局などが開催する9月の「障がい」を理解するセミナー、12月の「雇用経験のある企業の見学交流会」への参加や、障害者の発表の場などを見学することによって不安が解消されることがあります。

また、雇用を始める前の早い段階から、事業主と障害者の橋渡しを行う外部の支援者(ジョブコーチ)を活用しながら職場実習制度を利用したり、従業員の理解を深め自然なサポートができる人を養成する「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」を受講することも、障害者雇用を進める方法の一つです。